

そのプラン、本当に必要ですか？

# スマホ契約に関する相談が増加！



**事例** スマホの機種変更時に、「タブレットとセットの契約にするとお得になる」さらに、「光回線や電気料金が一緒になったプランもある」と勧められるままに契約してしまった。後日、請求が来て、料金明細を確認すると不要なプランも契約しており、思っていた以上の金額で困っている。



### ほかにもこんな相談が…

- 本来有料となるオプションを一定期間は無料で試せると勧められて加入したが、解約方法が分からない。
- 格安スマホを契約したが、実店舗でのサポートがなく、使い方の相談などが直接できずに困っている。
- 通話料金が10分間無料になるプランを契約したが、専用アプリを使う必要があると知らず、高額な請求がきた。

⚠️ 「お得」「安い」などの言葉に惑わされず、**本当に必要な契約がよく考えましょう。**内容がよく分からない場合は**その場で契約せず、家族や周囲の人へ相談しましょう。**

⚠️ **解約方法や、困ったときの問い合わせ窓口も確認しましょう。**

⚠️ **請求金額や利用状況は、毎月確認しましょう。**

※契約から一定期間内であれば、契約を解除できる場合があります。

### 家族や周囲の人へ

高齢者からの消費生活相談が多く寄せられています。高齢者の被害やトラブルを防ぐには、周りの人の見守りがとても大切です。日頃から様子を気にかかけ、困っていることがないか確認しましょう。

### 不安なとき・困ったときは…

消費生活相談窓口にご相談ください！  
家族や周囲の人からもご相談できます。

## 消費者ホットライン

いやや！



(お住まいの市町村などの消費生活相談窓口をご案内します)

### 悪質な訪問事業者から身を守るために

#### お断りステッカーを貼りましょう

お断りステッカーを玄関付近の訪問者から見える場所に貼りましょう。悪質な事業者による強引な勧誘をけん制できます。必要な人は、お住まいの市町村または府消費生活センターにお問い合わせください。



問 府消費生活センター  
06 (6612) 7500  
FAX 06 (6612) 0090



各市町村の問い合わせ先はこちら

### 消費者教育推進大使もずやんの消費生活FAQ

消費生活に関するよくあるご質問に対応するチャットボットです。24時間365日いつでもお答えします。



詳しくはこちら

### メールマガジン大阪府消費生活センター便り

多く寄せられている消費生活相談の内容や暮らしに役立つ情報を毎月、月末に配信しています。



メルマガ登録はこちら

### アンケート調査を実施しています

消費生活に関する意識調査を目的としたアンケートです。ご協力をお願いします。

問 府消費生活センター 06 (6612) 7500



回答はこちら



## 大阪府消費生活センター

消費生活相談 06-6616-0888

相談時間 9時から17時(土日・祝休日・年末年始は休み)

所在地 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATC 1TM棟3F

ウェブサイト <https://www.pref.osaka.lg.jp/o070120/shouhi/ichiran.html>

12 つくる責任 つかう責任



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12つくる責任つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

(大阪府広報誌「府政だより」(令和6年10・11月合併号)より一部引用)